

●大分市創業者応援事業補助金のご案内●

# チャレンジ

# 創業!

補助額 上限

200万円



## 創業者の事業所開設を応援します！

本市における創業及び創業者の成長を促進するため、  
創業時に必要な事業所賃借料や改修費、  
法人化、販売促進に要する経費の一部を補助します。



# 補助事業の概要

## 1. 補助対象者

次のいずれかに該当する創業前、または創業後 5 年未満の中小企業者が対象となります。

- ・ 法人の場合、大分市内に本店を置いていること(予定含む)。
- ・ 個人事業主の場合、大分市内に主たる事業所を置き、かつ大分市民であること(予定含む)。

## 2. 補助対象事業

創業または創業後の事業規模拡大を行う事業で、事業活動を行うための新たな事業所の開設(賃貸借契約によるもので、開設場所が大分市内に限る)を伴うものが対象となります。

## 3. 補助対象経費

経費区分	補助率	補助上限額	1事業者あたりの補助上限額
①事業所賃借料	1/2 以内 ※女性・若者・シニアの 場合は2/3以内	月額5万円(通算60万円)	200万円
②事業所改修費用		100万円	
③法人登記等に係る経費		5万円	
④販売促進に係る経費		35万円	

※①事業所賃借料を含まない申請はできません。

※経費区分ごとに1,000円未満は切り捨て

※若者・シニア…申請日時点でそれぞれ35歳未満・55歳以上の者

※「消費税及び地方消費税」「振込手数料」は対象外

### ①事業所賃借料

申請日の6ヵ月前の日から3ヵ月後の日までに契約した事業所の借上げに要する経費(敷金、礼金、共益費、駐車場費、光熱水費、仲介手数料を除く賃貸借契約上の月額賃料。住居を兼ねる場合は対象外)

### ②事業所改修費用

新たに開設する事業所の外装・内装・設備(備品を除く)に係る工事費用

### ③法人登記等に係る経費

法人登記・商号登記に係る費用、登記の際に司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費

### ④販売の促進に係る経費

広告宣伝費、パンフレット等作製費、ホームページ製作費

## 4. 補助対象期間

①: 賃貸借契約日の属する月の翌月の1日と申請日のいずれか遅い方の日から1年間

②~④: 申請日から1年間

※申請日以前に契約(事業所の賃貸借契約は除く)・発注した経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

## 申請書の作成・提出

### 作成

大分市ホームページから各種申請様式をダウンロードし、作成してください。

制度の詳細、各種申請様式については、大分市ホームページをご覧ください。

**トップページ>「仕事・産業」>「企業支援・企業誘致」>「創業・経営支援」>  
「創業支援」>「大分市創業者応援事業補助金の募集についてお知らせします」**

### 提出

大分市産業活性化プラザまで、電話で事前予約のうえ、申請書類をご提出ください。

申請時には、受付担当相談員の前で、

**申請者本人に事業内容等についてのプレゼンテーション(10分程度)を行っていただきます。**

※大分市産業活性化プラザの受付担当相談員は申請書類等の作成に当たって一部の申請者を利するような助言を行うことができません。予めご了承ください。

## 審査方法

提出された事業計画書等について、外部の有識者が、

**「新規性」「競争優位性」「成長性・収益性」**

**「実現可能性・継続性」「地域への貢献度」「支援の必要性」**等の

内容を審査し、その審査結果をもとに市が交付決定します。

不採択となった方には、別途、市から通知を行います。



## お申込み・お問合せ先



### 大分市産業活性化プラザ

Oita City Industrial Development Plaza

〒870-0839 大分県大分市金池南一丁目5番1号(J:COM ホルトホール大分2階)

**電話：097-576-8879 FAX：097-544-3011**

~~E-mail: plaza\_event@horutohall.jp~~

E-mail: sangyo-plaza@horutohall.jp